

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果

意見募集期間：平成 26 年 12 月 27 日～平成 27 年 1 月 30 日

意見提出件数：4 件（うち、個人 3 件、法人 1 件）

○事故報告制度の在り方について

提出された御意見（原文）	総務省の考え方
<p>情報社会ですので、通信に関する規制はに厳正に行い厳重な管理を、お願い申し上げます。これは、罰則も然りであります。それから、報道機関の誤った、国民誘導などは、国家国民に対する反逆行為なので、然るべき規制も設けるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今後も電気通信事故に適切に対応してまいります。</p>
<p>弊社は昨年、電子メールサービスにおいて、複数の重大事故を発生させてしまい、お客さまに大変なご不便をおかけしました。この反省を踏まえまして、電気通信事故の再発防止に向けた改善の取組みを進めております。</p> <p>今般の重大事故の報告基準に関する見直し案につきましては、電気通信役務の多様化にともない、事故報告基準についても役務の性質にあわせた差異を設けるものであり、検討案として適当であると考えます。</p> <p>なお、特にインターネット関連サービスは国境を越えてサービスが提供されるところ、事故報告基準によって担保される利用者保護のレベルに、事業者の所在国による差異が生じる場合、利用者にとってはどのような保護レベルを期待してよいのかわからない状態となってしまうことになりかねません。そこで、利用者保護の観点からも、事故報告制度の在り方については、今後も、諸外国の諸制度の確認・評価等を通じ、グローバルな平仄が取られていくことが望まれると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>改正省令案への賛同意見として承ります。</p> <p>諸外国の諸制度の確認・評価等については、平成 25 年に開催された「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」において検討しており、今回の省令等の見直しに当たっては、本検討会での検討を参考としています。御指摘を踏まえ、引き続き諸外国の諸制度の動向等に注視してまいります。</p>

○電気通信事業法施行規則第 58 条について

提出された御意見（原文）	総務省の考え方
<p>1. 現行の電気通信事業法施行規則第 58 条は、第 2 号に該当しない場合であっても、第 1 号に該当する場合は、重大な事故とするものであると解されます。</p> <p>ところが、本件同令改正案は、第 2 項に該当しない場合は、第 1 号に該当する場合であっても、重大な事故としないこととするものであると解されます。</p> <p>しかし、第 2 項は、「重要な電気通信設備の故障」による場合のもので、それにもかかわらず、このように「重要な電気通信設備の故障」である場合の方がそうでない第 1 項の場合よりも重大な事故となる要件が緩やかになる場合が生じるというのは、不合理だと思います。</p> <p>思うに、現行の規定は、一つの衛星や 1 本の海底ケーブル等が故障したが、他の衛星や海底ケーブル等を利用することにより提供停止又は品質低下が生じなかったため第 1 号に該当しない場合であっても、このような設備が重要であることから、これを重大な事故とする趣旨であると解するべきだと思います。</p> <p>したがって、このような現行の規定の趣旨を尊重し、同案においても、第 2 項に該当しない場合であっても、第 1 項に該当するときは、重大な事故に当たることとするべきだと思います。</p> <p>2. 同案様式第 50 条の 3 電気通信設備統括管理者の氏名、事故の対策を確認した電気通信主任技術者の氏名の欄には、「資格の種別」の文言があります。</p> <p>しかし、このような文言がなぜこのような場所にあるのか不明であり、妥当でないと思います。</p> <p>したがって、この「資格の種別」という文言を削るべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>1. について、衛星や海底ケーブル等の事故は、改正案の第 2 項に該当しない場合であっても、第 1 項に該当する場合には引き続き重大な事故と扱うべきものであるため、御指摘を踏まえ、規定が明確となるよう修正します。</p> <p>2. について、昨年の電気通信事業法改正において、電気通信事故の防止及び事故が発生した場合の適切な措置等の観点から電気通信主任技術者の権限等の強化を図ったところです。電気通信主任技術者の資格には、「伝送交換」及び「線路」の 2 種類があることから、今般の法改正の趣旨を踏まえ、適切な資格を有する電気通信主任技術者が事故の対策を確認しているかを明確にするため、「資格の種別」について記載を求めるものです。</p> <p>御意見を踏まえ、「資格の種別」の文言については、記載欄から削り、左欄に追記します。併せて、様式の記載欄を電気通信設備統括管理者及び電気通信主任技術者に分割します。</p>

提出された御意見（原文）	総務省の考え方
<p>表の第四項、すなわち利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けるインターネット関連サービス（音声伝送役務を除く）において、サービスのレイヤ（階層）に応じて、報告基準を変えることを提案する。</p> <p>上位のアプリケーションサービスは、停止や品質低下の場合には利用者自身が他の代替サービスを使用してコミュニケーションを取れる場合が多い。それに対して、下位の伝送路レイヤでは、利用者自身は代替サービスに移ることができず、復旧を待つしかない。このような上位・下位のサービスレイヤの支配度の違いを考慮して、報告基準は上位レイヤは緩く、下位レイヤは厳しくするべきと考える。</p> <p>具体的には IP パケット通信の確立に必要なサービスのレイヤ（下位層）は、改正案の表の第四項の通り、2 時間×3 万、または1 時間×1 0 0 万とし、IP パケット通信の上位で提供されるアプリケーションサービスのレイヤ（上位層）は表の第三項と同様に、2 4 時間×1 0 万、または1 2 時間×1 0 0 万とすることを提案する。これにより、今後登場しうる新たなサービス（未知のサービス）においても、サービスの重要度や支配度に応じて、的確な報告基準が適用できるようになると考える。サービスの有償・無償の別と、サービスの重要度や支配度が対応しない場合であっても、的確な報告基準が適用できるようになると考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>重大な事故の報告基準の見直しに当たっては、現行の影響利用者数及び継続時間数の基準に加え、社会的影響力や重要度等を考慮し、新たに電気通信役務の区分に応じた基準を導入したところです。</p> <p>御意見については、今後の運用を踏まえて、見直し等をする場合の参考とさせていただきます。</p>